

学校跡施設（光が丘地域）活用基本計画（案）

平成 21 年 12 月

練馬区

目 次

第 1	目的および経緯	1
1	目的	1
2	検討経緯	1
第 2	学校跡施設の概要	2
1	跡施設となる小学校	2
2	活用を検討する施設	2
3	活用開始時期	2
第 3	活用の検討に際しての区および光が丘地域の課題	5
1	練馬区全体について	5
2	光が丘地域について	5
第 4	学校跡施設の活用の基本的な考え方	6
1	活用の視点	6
2	整備する施設の機能および内容	7
第 5	施設ごとの活用計画	10
1	4校の跡施設の配置について	10
2	建物類型ごとの活用の考え方	10
3	個別の跡施設ごとの活用計画	11
4	現在学校施設を利用している事業等への対応	15
5	都市計画法等による規制への対応	15
第 6	実施スケジュール（予定）	16

第1 目的および経緯

1 目的

練馬区では、学校教育の充実と教育環境の改善を図るため、児童生徒数の動向等を踏まえた「区立学校適正配置第一次実施計画」を平成20年2月に策定しました。この計画に基づき、光が丘地域の8小学校が4小学校に統合再編され、4つの小学校施設が学校として利用を終えることになります。

学校として利用されなくなる施設については、校舎面積だけでも4校合わせると1万6千m²を超えるものであり、極めて大規模な跡施設が残されることとなります。

区としては、これらの跡施設については、現出することが稀なまとまった規模を有する施設であり、区のさらなる発展に資する貴重な資産として、計画的に、かつすみやかに有効活用していくことが必要であるとの考えに基づき、本計画（素案）をまとめました。

今後、区は、本計画を実施することにより、人々の往来を活発にし、にぎわいを創出して、まちの活性化を図っていきます。

2 検討経緯

○平成20年2月 「区立学校適正配置第一次実施計画」の策定

- ・ 光が丘地区の小学校の適正規模を確保するため、平成22年4月に小学校8校を4校に統合・再編します。
- ・ 閉校跡施設となる学校は、光が丘第二小学校、光が丘第三小学校、光が丘第五小学校、光が丘第七小学校の4校となります。

○平成20年7月 区立学校適正配置第一次実施計画に伴う「学校跡施設活用に関する基本方針」の策定

- ・ 跡施設の活用は、①全区的な視点からの活用、②現行校舎等の有効活用、③民間活力の導入、を基本的な考え方として検討を進めることとしました。

○平成20年9月 「学校跡施設活用検討会議」の設置

- ・ 跡施設の活用方法について、区民等の意見を反映して検討を進めるため、学識経験者・関係団体からの選出者、公募区民等で構成する「学校跡施設活用検討会議」を設置しました。

○平成21年3月 学校跡施設活用検討会議から区長に「報告書」を提出

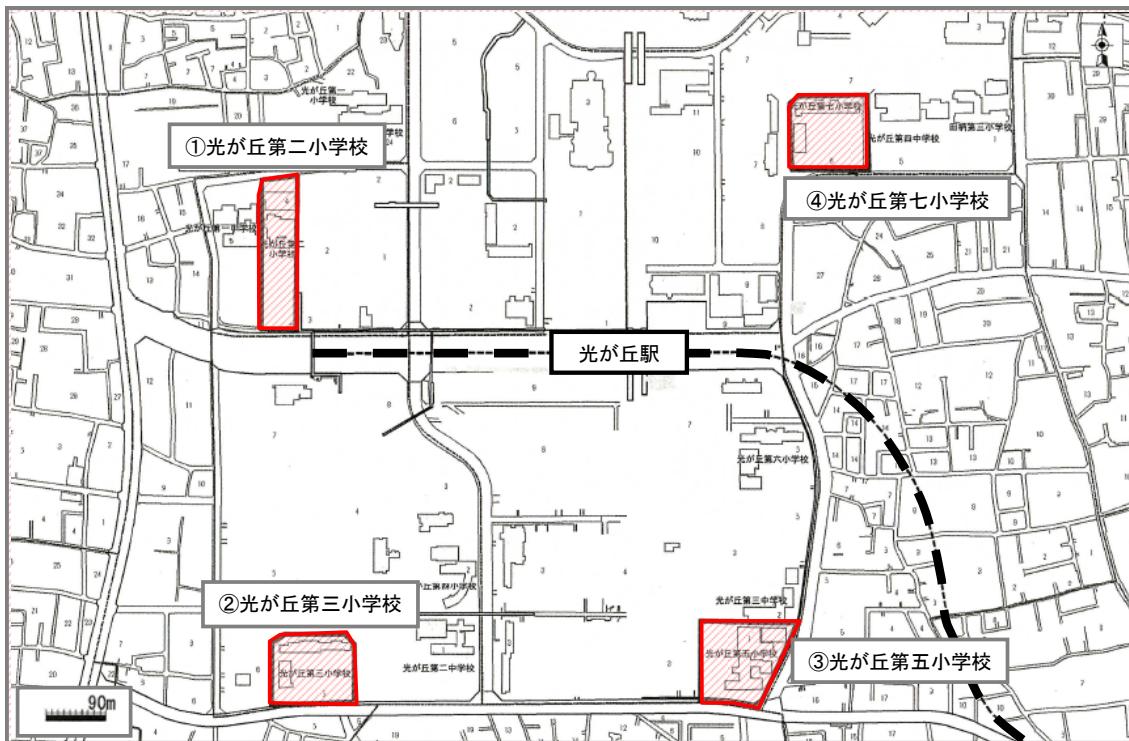
- ・ 報告書は、跡施設活用に際しての基本的な考え方(①区民共有の貴重な財産、複合的活用の視点③民間の力を生かす④練馬区の特性を生かす)、求められる機能、施設の例示、活用に向けての区の体制づくり、今後の検討・留意事項などについての検討結果について提言としてまとめられています。

第2 学校跡施設の概要

1 跡施設となる小学校

- | | |
|------------|------------|
| ① 光が丘第二小学校 | ② 光が丘第三小学校 |
| ③ 光が丘第五小学校 | ④ 光が丘第七小学校 |

図表- 1 学校跡施設配置図



2 活用を検討する施設

- ① 校舎 ② 体育館 ③ 校庭 ④ プール

・施設の概要、特徴等については、以下（図表- 2～3）のとおりです。

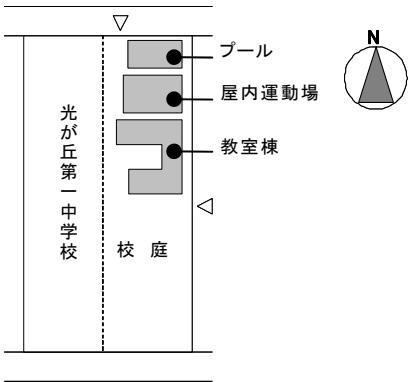
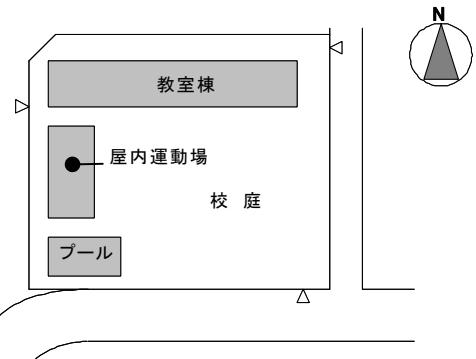
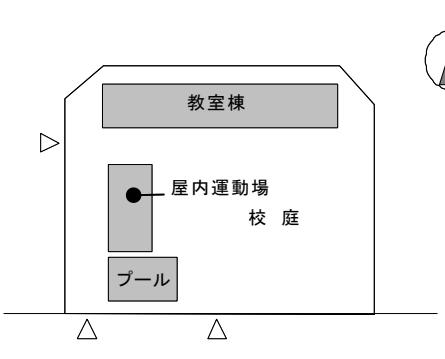
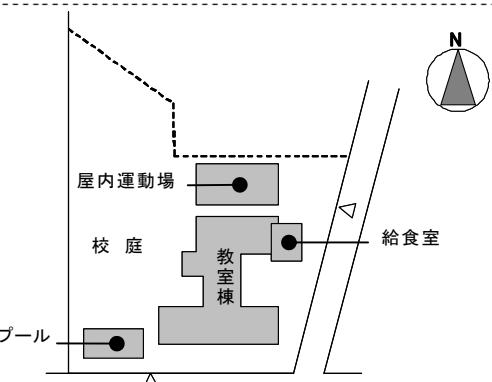
3 活用開始時期

- ・ 小学校の統合再編は、平成 22 年 4 月に行われる予定です。
- ・ このため、光が丘第二小学校、光が丘第三小学校、光が丘第五小学校については、平成 22 年 4 月以降の活用を予定しています。
- ・ 光が丘第七小学校については、統合新校となる田柄第三小学校の大規模改修工事(耐震工事を含む)に伴い、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月まで仮校舎として利用されるため、跡施設としての活用は平成 23 年 4 月以降を予定しています。

図表-2 学校跡施設概要一覧

学校名 (所在地)	建築 年次	施設			特記事項
		種別	構造	面積 (m ²)	
①光が丘第二小学校 (光が丘 6-4-1)	昭和 62 年 (築後 22 年)	敷地 (校庭)	—	延面積 12,001 m ² (7,515 m ²)	光が丘第一中学校に隣接
		校舎	RC4 階	床面積 4,460 m ²	
		体育館	S	床面積 1,044 m ²	
		プール	—	築造面積 710 m ²	
②光が丘第三小学校 (光が丘 7-5-1)	昭和 60 年 (築後 24 年)	敷地 (校庭)	—	延面積 12,001 m ² (6,125 m ²)	
		校舎	RC3 階	床面積 4,270 m ²	
		体育館	S	床面積 729 m ²	
		プール	—	築造面積 650 m ²	
③光が丘第五小学校 (光が丘 3-1-1)	昭和 61 年 (築後 23 年)	敷地 (校庭)	—	延面積 12,001 m ² (5,530 m ²)	光が丘第三中学校に隣接
		校舎	RC3 階	床面積 3,370 m ²	光が丘第三中学校と給食施設を共用
		体育館	—	床面積 —	光が丘第三中学校と共に用
		プール	—	築造面積 710 m ²	
④光が丘第七小学校 (光が丘 2-6-1)	昭和 60 年 (築後 24 年)	敷地 (校庭)	—	延面積 12,001 m ² (6,610 m ²)	
		校舎	RC3 階	床面積 4,100 m ²	
		体育館	S	床面積 725 m ²	
		プール	—	築造面積 590 m ²	

図表－3 各学校跡施設の特徴

①光が丘第二小学校	④光が丘第七小学校
<ul style="list-style-type: none"> 光が丘駅から約 500m 西に立地。 敷地は南北に細長く、敷地北側と南側で接道し、西側に光が丘第一中学校が隣接している。 敷地北部分に「コ」の字型の学校（教室棟）、屋内運動場、プールが配置され、南部分には校庭が配置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 光が丘第七小学校は、光が丘駅から約 400m 北に立地。 敷地はほぼ正方形で、その北側に一の字型の学校（教室棟）、西側に屋内運動場、プールが配置され、敷地東・南側で接道している。 
②光が丘第三小学校	③光が丘第五小学校
<ul style="list-style-type: none"> 光が丘駅から約 700m 南西に立地。 敷地はほぼ正方形で、敷地南側で接道している。 敷地北部分に「一」の字型の学校（教室棟）、西部分に屋内運動場とプール、東部分に校庭が配置されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 光が丘駅から約 500m 南に立地。 敷地はやや不整形の四角形で、敷地東・西・南側で接道。北側に光が丘第三中学校が隣接している。 敷地東部分に「エ」の字型の学校（教室棟）、北部分に屋内運動場、西部分に校庭が配置されている。 統廃合後は、光が丘第三中学校と共に給食室及び屋内運動場は、引き続き光が丘第三中学校が利用する。 

第3 活用の検討に際しての区および光が丘地域の課題

1 練馬区全体について

区では、現在新しい「練馬区基本構想」の策定を進めており、その中で①豊かなまどりを守り、増やし、活かす ②まちの魅力を引き出し、活力を高める ③未来を拓く人の学びや活動を支援する の3点について「ねりま未来プロジェクト」として定める方向で検討しています。また、これを実現するための「練馬区長期計画(平成22~26年度)」についても併せて検討を進めています。

練馬区長期計画の検討においては、「区内産業の振興により、雇用の機会を創出するなど地域経済を活性化し、地域の活力を高める」ことや「健やかな暮らしを支える保健・医療の環境を整える」こと、さらに「文化芸術施設の整備」についても重点事業として位置づける方向であり、それらへの対応が求められています。

また、平成18~22年度を計画期間とする現在の「練馬区新長期計画」等において、区が整備するとした施設のうち以下の施設が未整備であり、これらへの対応も必要となっています。

【現行の練馬区新長期計画等計画事業において未整備の計画施設】

- ①災害や犯罪に強い安全安心のまちをつくります ⇒ (仮称) 防災カレッジ
- ②障害者や高齢者が暮しやすい福祉のまちをつくります
⇒ 地域福祉パワーアップカレッジの拠点、(仮称) こども発達支援センター
- ③豊かな心を育む学校教育を充実します ⇒ (仮称) 学校教育支援センター

2 光が丘地域について

(1) 人口構成の変化への対応

- ・ 光が丘地域は、区全体と比べて人口の減少、少子高齢化の進行が顕著に現れており、将来的に世代バランスに大きな偏りが生じてくることが予測されています。
- ・ このため、若年層を呼び込む等光が丘地域の将来を支える次世代層の増加を促す積極的な取組みをしていく必要があります。

(2) まちの新たなライフステージへの円滑な移行

- ・ 光が丘地域では、入居が始まって以来、約25年が経過して、少子高齢化、周辺地域の環境の変容、住宅施設等の経年変化等、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・ 現在、「まち」としての新たなライフステージに移行する時期にきています。光が丘地域が、新たなライフステージへ円滑に移行していくための方途のひとつとして、学校跡施設を有効に活用していくことの検討が必要です。

第4 学校跡施設の活用の基本的な考え方

1 活用の視点

(1) 区民共有の貴重な財産として活用します

光が丘地域の人々にとって学校は、それぞれに思い入れがあり、シンボル性をもつものです。しかし一方で、学校として利用しなくなった跡施設は、区民共有の貴重な財産でもあります。これらを有効活用することにより、区民福祉の向上という形で区民に還元していく必要があると考えます。

したがって、地域の課題や特性も踏まえつつ、練馬区全体の視野から長期的な展望に立ち、区民にとって望ましい施設となるよう活用を図ります。

(2) 複合的に施設を活用します

学校は、大規模な面積を有していることから、公共的施設での利用に際しては、単独の施設機能として利用するばかりでなく、多くの区民が利用し共用できるように複数の機能を持たせるなど、複合的に施設を活用します。

また、施設に複数の機能を持たせる場合には、事業の効率化と効果の向上が図られ、相互にメリットが生じるような組み合わせとします。

(3) 民間の活力を導入します

地場産業等の強化による区内経済の活性化や環境、文化、教育など区の魅力の向上によるまちの活性化または少子高齢社会への対応など区の喫緊の課題への取り組みなどに資する民間事業者を誘致し、民間活力を生かした活用を図ります。

また、公共的施設の管理・運営についても、民間の活力を導入することにより、区の財政負担の軽減を図ります。

(4) 練馬区の特性を活かします

アニメなど区の地場産業ともいえる産業の振興や「みどり 30 推進計画」をはじめとする環境との共生等練馬区ならではの特性を生かし、練馬区のイメージ向上に寄与する施設として活用を図ります。

(5) 既存の校舎を活かします

現在の校舎（体育館を含む）は、概ね 20 年を経過した建物ですが、適切な維持保全を行うことにより、引き続き活用が可能です。

そのため、現校舎の躯体構造を生かし、可能な限り、長寿命化を図る観点から必要な改修を行い活用します。なお、施設のバリアフリー化など現在の法令や社会状況の変化により必要なものについても改修工事を行います。

2 整備する施設の機能および内容

(1) 学校教育支援および人材育成機能

- 教職員の研修・研究の場 ○ 教育相談を行う場
- 防災・福祉等に関わる人材を育成する場

- ・ 教育の現場をめぐる環境は変化し、課題研究や教職員研修の充実、不登校児童生徒の支援等のニーズが大きくなっています。練馬区の教育の質・内容・環境を更に充実させるため、現在の総合教育センターを発展的に改組し、こうした教育の現場を総合的に支援する施設（（仮称）学校教育支援センター）を整備します。
- ・ また、（仮称）学校教育支援センター内には閉校となる8校の歴史を保存・展示するスペースを整備します。
- ・ 防災・福祉分野においても、地域が主体となった活動が重要となってきており、区内の各地域で活動する人材の育成やその活動支援を行う施設を整備します。



整備を計画する施設

- ① （仮称）学校教育支援センター
- ② （仮称）防災カレッジ
- ③ 介護人材育成・研修センター（練馬区社会福祉事業団）

(2) 障害児の発達支援機能

- 発達に心配のある子どもと保護者の相談支援やサービスを提供する場

- ・ 発達に心配のある子どもたちの多様化するニーズへの対応が必要となっています。こうした子どもたちに対する早期発見・早期療育の機能を強化するため、現在心身障害者福祉センターで実施している機能を移転し、拡充整備します。



整備を計画する施設

- ① （仮称）こども発達支援センター

(3) 文化振興および地域交流機能

- 音楽・演劇の練習の場
- 区民の地域交流の支援

- 多文化共生の場

- ・ 音楽や演劇活動など文化芸術活動を行う区民にとって、練習の場など身近で気軽に利用できる施設が不足しています。このため、音楽室等を活用して防音設備の整った部屋を整備します。
- ・ 区内に住む多くの外国人等の日常会話の習得や、さまざまな支援の情報提供が必要となっています。日本語学習や情報の提供、区民との交流の場を整備します。
- ・ 小学校はこれまで地域住民のコミュニティ形成の場としても活用されてきました。こうした経緯を踏まえ、地域の方が自由に過ごし、交流・活動の場としても利用できるロビー的なスペースを整備します。



整備を計画する施設

- ① 文化芸術・多文化共生支援施設
- ② 地域交流コーナー

(4) 産業振興等機能

- 民間活力を生かした区内経済の活性化、まちの活性化を図る場、区の喫緊の課題に対応する場

- ・ 区内の産業基盤の強化、区民雇用の創出、地域活力の向上を図り光が丘地区のまちの活性化の促進、または少子高齢社会への対応など区の喫緊の課題への取り組みなどに資する民間事業者を誘致します。
- ・ 進出する民間事業者については、光が丘団地の住環境や周辺地域の住民と協調できる事業活動を行う事業者を優先的に選定します。
- ・ こうした観点から、民間事業者については、事務所的または公益的施設として活用を行う事業者を基本とし、当該施設において製造・加工を行う事業および物流センター的な事業を営む事業者は選定しません。



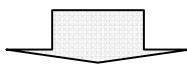
整備を計画する施設

- ① 民間事業者への貸与

(5) 医療機能

○ 病院の建替え時等の関連用地の確保

- ・ 人口 10 万人あたりの病床数が 23 区平均の 3 分の 1 しかない練馬区にとって、病床数の確保は大きな課題です。
- ・ そうした中、区内の地域医療の中核を担っている日本大学医学部付属練馬光が丘病院の施設は、築後 20 年あまりを経過しており（昭和 61 年竣工）、今後は老朽化による建替え等の議論が具体化していくと考えられます。将来の建替えに際しても、引き続き地域医療の中核となる病院の立地を図っていくため、跡施設用地を、建替え等を円滑に進めるための関連用地として利用できるようにします。
- ・ 病院の関連用地としての利用までは、まだ時間的余裕があると見込まれることから、病院の関連用地とする敷地の跡施設については、当面 10 年弱の期間を目途として、暫定利用を行います。
- ・ 暫定利用を行う跡施設については、利用期間が比較的短期間であることから、民間事業者への貸与を基本としつつ、利用期間に見合った公共的利用についても検討します。



整備を計画する施設

- ① 日大光が丘病院建替え時等の関連用地（将来利用）
- ② 民間事業者への貸与または公共的利用（暫定利用）

第5 施設ごとの活用計画

1 4校の跡施設の配置について

- ・ 中学校が隣接する「光が丘第二小学校跡施設」および「光が丘第五小学校跡施設」については、中学校の教育環境の確保に配慮して、公共的施設による利用を行います。
- ・ 病院関連用地として確保する跡施設用地については、現在の日本大学医学部付属練馬光が丘病院に比較的近い「光が丘第七小学校跡施設」とします。
- ・ 民間企業の誘致を図る跡施設については、隣接施設への影響や進出企業にとっての利便性に配慮し、施設として独立して利用が可能な「光が丘第三小学校跡施設」とします。

2 建物類型ごとの活用の考え方

(1) 校舎の活用

跡施設の敷地内での配置状況や施設内の現況平面配置状況を踏まえ、新たな施設として活用します。

(2) 体育館の活用

校舎施設を公共的施設として利用する場合は、可能な範囲で区民が体育館施設として利用できるようにします。

校舎施設を民間が利用する場合は、校舎施設と一括して民間に貸与し、民間が利用することを基本とします。

(3) 校庭の活用

校舎施設を公共的施設として利用する場合は、可能な範囲で区民が屋外運動施設として利用できるようにします。

校舎施設を民間が利用する場合は、校舎施設と一括して民間に貸与し、民間が利用することを基本とします。

(4) プールの活用

プールについては、設備維持や安全管理面での課題があることから、他の用途への転換または撤去を基本とします。

今後、校舎施設を利用する施設の管理や運営方法を検討していく中で、プール施設部分の利用方法を決定します。

3 個別の跡施設ごとの活用計画

光が丘第二小学校跡施設

■ 整備する機能

学校教育支援・人材育成・地域交流【公共的利用】

■ 整備する施設

- ① (仮称) 学校教育支援センター
- ② (仮称) 防災カレッジ
- ③ 介護人材育成・研修センター（練馬区社会福祉事業団）
- ④ 地域交流コーナー

- ・ 中学校との併設であるため、中学校の教育環境および施設管理上でセキュリティに配慮すべき必要があることから、公共的施設として活用します。
- ・ (仮称) 学校教育支援センターについては、体育館が必要であることから、体育館も跡施設として利用できる本跡施設に整備します。
- ・ (仮称) 防災カレッジおよび介護人材育成・研修センターの人材育成機能を集約し整備します。これにより、研修室等は、両施設で可能な限り共用し、施設の効果的・効率的な利用を図ります。

(1) 校舎の活用（別添図- 配置平面図参照）

機能	施設	階	延床面積	備考
学校教育支援	(仮称) 学校教育支援センター	1階～3階	3,190 m ²	新長期計画事業
人材育成	(仮称) 防災カレッジ	1階	580 m ²	新長期計画事業
人材育成	介護人材育成・研修センター (練馬区社会福祉事業団)	4階	500 m ²	
地域交流	地域交流コーナー	1階	190 m ²	

※ (仮称) 防災カレッジおよび介護人材育成・研修センターの共用研修室は、2階、4階に配置。

(2) 体育館の活用

(仮称)学校教育支援センターが使用するほか、可能な範囲で区民の多様な活動の場として、体育館を活用します。

区民の方の利用方法等については、別途定めます。

(3) グランドの活用

(仮称)防災カレッジが使用するほか、可能な範囲で区民の多様な活動の場として、グランドを活用します。

区民の方の利用方法等については、別途定めます。

光が丘第三小学校跡施設

■ 整備する機能

産業振興等【民間利用】

■ 整備する施設

- ・ 民間事業者に対しては、校舎・体育館・グランド等一括して貸与します。
- ・ 貸与は、原則として有償とし、公募審査のうえ借受者を定めます。
- ・ アニメ産業など地場産業の強化に繋がる施設、専門学校などの教育関係施設、高齢者や子どものための施設などとして活用する民間事業者を優先的に誘致します。
- ・ 貸与をする際には、音、振動、光、臭気、営業時間等をはじめとして、周辺の住環境および周辺地域の住民に配慮することを条件とします。

(1) 校舎の活用

貸与を受けた事業者が提案内容に応じた利用方法を定めます。

ただし、主たる用途は事務所等とするものとし、いわゆる工場的な施設での利用は行いません。

(2) 体育館の活用

貸与を受けた事業者が利用します。運動施設としての利用以外も可能とします。

(3) グランドの活用

貸与を受けた事業者が利用します。運動施設としての利用以外も可能としますが、建物の設置は行いません。

光が丘第五小学校跡施設

■ 整備する機能

障害児の発達支援・文化振興・地域交流【公共的利用】

■ 整備する施設

- ① (仮称) こども発達支援センター
- ② 文化芸術・多文化共生支援施設
- ③ 地域交流コーナー

- ・ 中学校との併設であるため、中学校の教育環境および施設管理上でセキュリティに配慮すべき必要があることから、公共的施設として活用します。
- ・ 文化芸術・多文化共生支援施設については、既存の音楽教室など特別教室等を利用し、音楽や演劇など練習の場を整備する他、外国人、区民、ボランティアなどの文化交流活動の場として整備します。

(1) 校舎の活用（別添図- 配置平面図参照）

機能	施設	階	延床面積	備考
障害児の 発達支援	(仮称) こども発達支援センター	1階～2階	2,070 m ²	中期実施計画事業
文化振興	文化芸術・多文化共生支援施設	3階	1,180 m ²	
地域交流	地域交流コーナー	1階	120 m ²	

(2) 体育館の活用

隣接する光が丘第三中学校が利用します。

(3) グランドの活用

可能な範囲で区民の多様な活動の場として、グランドを活用します。
区民の方の利用方法等については、別途定めます。

光が丘第七小学校跡施設

■ 整備する機能

医療【将来利用】

当面は暫定利用として民間事業者へ貸与または公共的な利用

■ 整備する施設

- ① 日本大学医学部付属練馬光が丘病院の建替え時の関連用地
 - ② 病院建替え時の関連用地として利用するまでの間は、民間事業者への貸与または公共的利用とします。
- ・ 4跡施設のうち、日本大学医学部付属練馬光が丘病院に最も近い跡施設であることから、将来の病院の建替え時等における関連用地として活用します。
 - ・ 病院関連用地として利用するまでの間は、暫定的利用を行います。
 - ・ 暫定期間は、民間事業者への貸与を基本としますが、暫定期間での利用となるため、民間事業者の選定にあたっては、必要な意向把握を行います。その上で民間利用が困難あるいは限定的になるなどの際は、公共的利用を検討します。
 - ・ 民間利用の場合、貸与条件、借受者の選定方法および利用用途については、光が丘第三小学校跡施設と同様な活用方法となります。
 - ・ 公共的利用の場合、利用期間が比較的短期間であることから、恒久的な施設を整備するのではなく、区立施設等建替時の仮設利用など利用期間に見合った施設としての活用を図ります。

4 現在学校施設を利用している事業等への対応

跡施設は、学校以外での施設利用となるため、学校であることを前提としている現行の学校開放事業および避難拠点としての利用は、原則として行わなくなります。

これらの現在学校施設を利用している事業等への今後の対応は以下のとおりとします。

(1) 学校開放事業への基本的な対応

- ・ 統合再編される8つの小学校の学校開放事業の利用者については、基本的に統合新校の学校開放事業の中で、調整を図ります。
- ・ 公共的施設を整備する光が丘第二小学校跡施設のうちグランド、体育館部分および光が丘第五小学校跡施設のうちグランド部分については、学校開放事業とは別の新たな方法により区民利用を図ります。
- ・ 上記2つの跡施設のグランド、体育館の新たな利用の仕組みや方法（ルール）については、別途定めます。

(2) 避難拠点への基本的な対応

- ・ 跡施設となる学校の避難拠点運営連絡会は、原則的には統合する方向とします。今後の進め方については、これまでの各避難拠点運営連絡会の活動状況を踏まえて、個別に協議を行います。
- ・ 避難拠点でなくなる4つの跡施設に予定されていた避難者スペース、防災備蓄倉庫等については、跡施設となる学校の活用および光が丘地区全体の中で見直しを図ります。

5 都市計画法等による規制への対応

現在、光が丘地域における施設計画や整備等にあたっては、図表-4の都市計画法および建築基準法の規制があります。跡施設を上記に示した整備計画により活用を図るためにには、現行の都市計画の見直しが必要となります。

一方、光が丘地域における現行の都市計画については、約30年前に定められたものであり、その内容が現在の光が丘地域の実態に合わなくなってきた状況も見られます。

今回の跡施設の活用にあたっては、現行の都市計画について必要な見直しを行うものとし、今後、関係住民および東京都等関係機関との協議を進め、計画する跡施設の活用が図れるようにします。

図表-4 活用検討に関する主な都市計画法等による規制

都市計画法	一団地の住宅施設	東京都による 都市計画決定
	用途地域:第一種中高層住居専用地域	
建築基準法	一団地の総合的設計	東京都による認定

第6 実施スケジュール(予定)

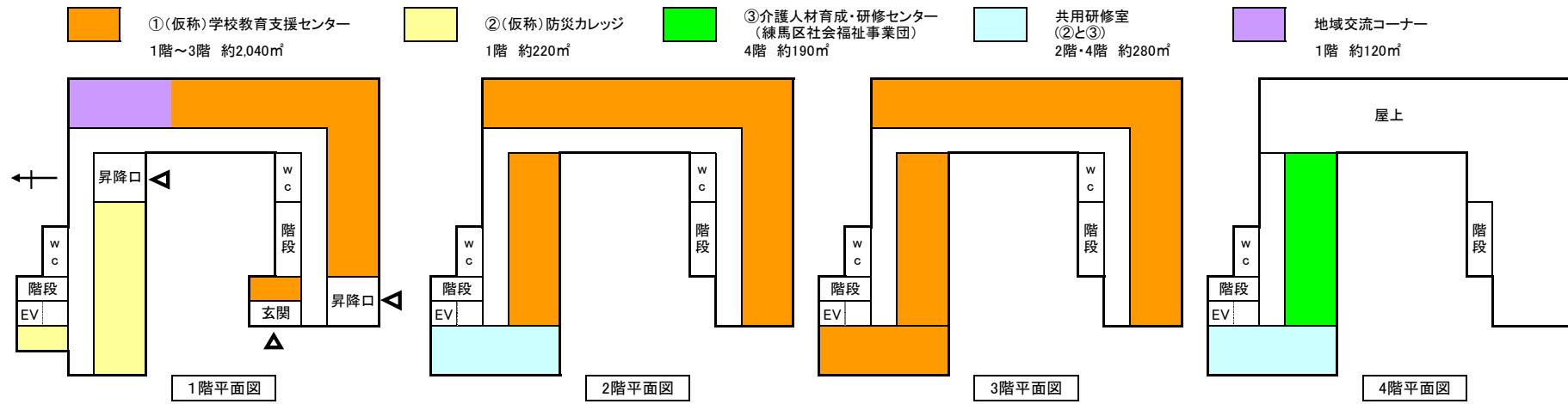
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
光が丘第二小 跡施設	22 年初 跡施設活用計 画の決定	基本 コンセプト 決定	設計	工事
光が丘第三小 跡施設		公募選定	設計	開設
光が丘第五小 跡施設		基本 コンセプト 決定	設計	工事
光が丘第七小 跡施設		事業者 ヒアリング	暫定 活用 方法 決定	設計
				工事
				開設

□ 周辺地域の住民への説明

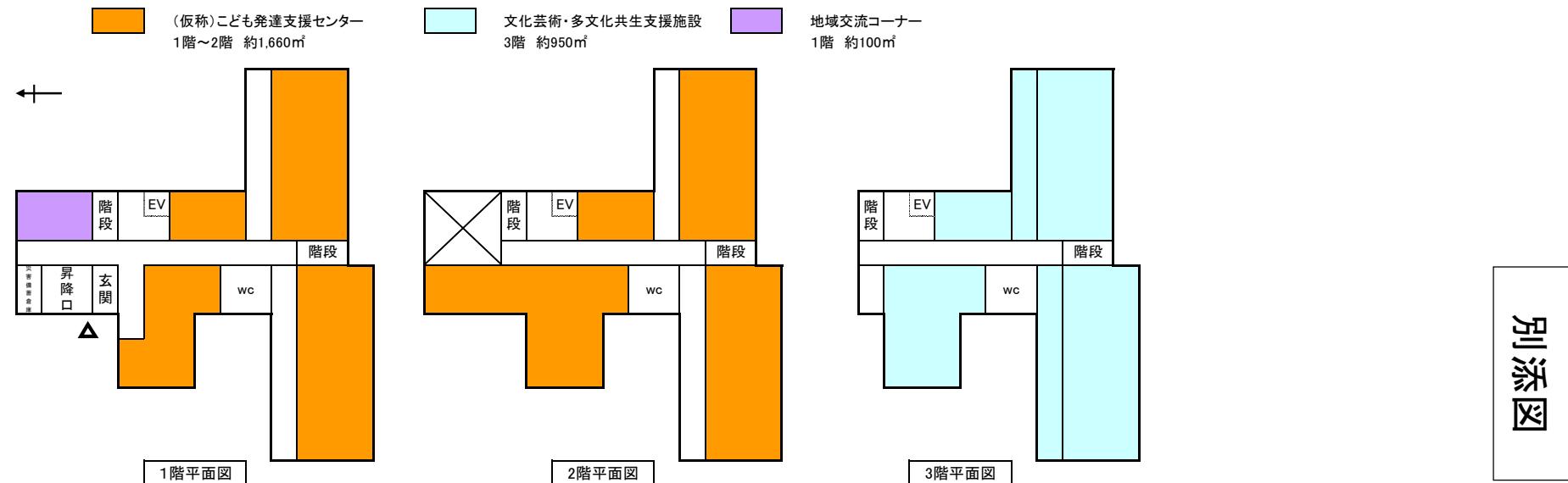
公共的施設の概要や民間の借受候補者が明確になる時期など活用基本計画が更に具体化した段階で、周辺地域の住民に対し、説明会を開催します。

なお、民間事業者については、この後区が必要な調整を行った上で、借受者として決定します。

光が丘第二小学校 跡施設平面レイアウト(ゾーン素)



光が丘第五小学校 跡施設平面レイアウト(ゾーン素)



※ 平面レイアウトについては、今後の設計の中で変更する可能性があります。